

「知って納得！契約書のチェック方法

～トラブルは事前の確認で防げます～」学習会 報告

日 時:2011年 2月7日(月)14時30分～16時

会 場:ふれあいセンター久喜 会議室 1.2

講 師:島田 真子さん(消費生活専門相談員・埼玉県消費生活コンサルタントの会)

参 加:38人

主 催:埼玉消費者被害をなくす会



【学習会概要】

消費生活相談員の島田真子さんから、「契約についての基本的な知識」、「トラブルに遭わないための契約書のチェック方法」をパワーポイントを使って説明していただきました。

・契約トラブルはなぜ起こるのか 契約自由の原則として、契約締結・相手選択・契約内容・契約方式の4つの自由がありますが、これは当事者同士が対等な立場で成立することです。実際には事業者と消費者の情報の質と量に格差があることから、事業者からの商品情報や契約情報のみで契約をすることになりトラブルが発生します。

このトラブル回避の手段として、契約書を作成し、約束事はすべて明記することが重要です。契約書交付が義務付けられている主な取引には、工事請負契約書(建設業法)、不動産売買契約書(宅地建物取引業法)、金銭消費貸借契約書(貸金業法)、売買契約書(特定商取引法)などがあります。他にも賃貸住宅、クレジット、車、金融商品など、法律や業界で契約書締結が義務づけられ記載すべき事項が定められています。

消費者センターなどで相談の多い契約トラブルは、解約時のトラブルです。賃貸住宅退去時の修繕費、スポーツクラブの退会、ケーブルテレビの最低利用期間内の解約などのトラブルが多く発生しているようです。契約時の内容確認も大事ですが、契約条項や約款、解約時の決まりなどの確認は必須です。

・契約書のチェック方法 **契約書チェック方法の5カ条** ①契約内容を業者に再度説明してもらい、一つ一つ確認する。②契約日は間違っていないか。(特定商取引法のクーリングオフの起算日、海外先物取引などでは特に重要)③契約金額は間違っていないか。④約束した事が書かれているか。⑤途中でやめる時はどうするのか。(特にエステなど)。



訪問販売(特定商取引法)の法定書面に記載が必要な事項 ①申込日または契約日 ②事業者名、住所、電話、代表名 ③販売担当者の氏名 ④商品の型式や種類 ⑤商品名及び商標または製造名 ⑥数量 ⑦商品の販売価格 ⑧代金の支払いと時期と方法 ⑨商品の引渡時期 ⑩クーリングオフの告知(赤枠の中に8ポイント以上の赤字)。* 契約時に気になること、また解約時のことは、必ず確認するようにしましょう。

契約書チェックの5カ条をもとに、実際に相談があった契約書の問題点の学習をしました。

【参加者感想】

- ・事例に基づいてお話いただき分かりやすく大変参考になりました。
- ・文字が多く見ただけでげっそりする契約書の見方がわかりました。
- ・契約書とか説明書の分かりにくさはどうにかできないものかと考えてしまいます。